

東大阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則の一部を改正する規則

(東大阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 東大阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東大阪市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第 26 条 条例第 15 条の市長が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(3) の 2 <u>職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4) ～ (21) (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 26 条 条例第 15 条の市長が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(3) の 2 職員が<u>証人、鑑定人、参考人等(職務に関する場合を除く。)</u>又は裁判員として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4) ～ (21) (略)</p>

(東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則の一部改正)

第 2 条 東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則（令和 2 年東大阪市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計年度任用職員が<u>裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計年度任用職員が<u>証人、鑑定人、参考人等(職務に関する場合を除く。)</u>又は<u>裁判員</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。